

## 港湾・漁港工事における週休2日確保工事等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部が発注する港湾・漁港工事において、工事の中長期的な担い手を確保することを目的に、「週休2日確保工事」を実施する上で必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

週休2日確保工事

現場閉所により建設現場の週休2日の確保に取り組む工事をいう。

イ 週休2日

①通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休（現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日とは、対象期間内の全ての月において、4週8休（現場閉所率28.5%）以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休（現場閉所率28.5%）以上を達成しているとみなす。

ロ 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

ハ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場の安全管理上必要な作業、又はコンクリート養生やレイタンス除去等、品質管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(対象工事と取組内容)

第3条 対象工事は、徳島県県土整備部が発注する次に掲げる港湾・漁港工事とする。

週休2日確保工事

原則、全ての港湾・漁港工事。

ただし、社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所による週休2日が困難な工事（以下、「現場閉所困難工事」という。）や現場施工期間が1週間に満たない工事を除く。

なお、週休2日確保工事として発注された工事以外においても、現場条件等の変更により週休2日確保工事に取り組むことが可能となり、工事着手までに受注者から週休2日確保工事の実施を希望する旨の申し出があった場合、週休2日に取り組むことができる。この場合の取扱いは週休2日確保工事と同様の取扱いとし、経費の負担については達成状況に応じて設計変更で対応するものとする。

2 週休2日確保工事の実施にあたっては、月単位の週休2日の取組を実施するものとする。

(週休2日確保工事等である旨の明示等)

第4条 発注者は、週休2日確保工事として第8条による経費の補正を行う場合は、特記仕様書等に明示するものとする。

2 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事等であることを記載するものとし、別図を参考とする。

(工期設定)

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

(実施方法)

第6条 受注者は、現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

2 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。また、現場閉所日の振替を行う場合は、振替日を監督員と協議すること。

3 休日において、品質管理上必要な作業（コンクリート養生やレイタンス除去等）を行う場合は、事前に「休日における品質管理作業届」を監督員に提出しなければならない。なお、この場合、従事した技術者又は技能労働者については振替日を設定し、週休2日を確保しなければならない。

4 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を、工事しゅん工検査請求書提出時に提出しなければならない。また、監督員から求めがあった場合も同様とする。

5 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料（日報等）を提示しなければならない。

(現場閉所率)

第7条 現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100（％）

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第2条ロに示すとおり。

(経費の負担)

第8条 発注者は、次により必要となる経費を負担する。

別に示す4週8休の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。なお、月単位の週休2日を達成できないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合には、4週8休の補正係数を除いた設計変更を行うものとする。

(工事成績評定)

第9条 週休2日を実施した場合は、別で定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事成績評定で評価する。なお、週休2日確保工事で、受注者の責により工事完成時に通期の週休2日を達成できなかった場合については、内容に応じて「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、1点減点するものとする。

(アンケートの実施)

第10条 週休2日確保工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、週休2日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるも

のとする。

附則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

この要領は、平成31年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年8月1日から施行する。

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

この要領は、令和8年7月1日から施行する。